

# 奄美市地域福祉活動助成金交付事業 手引き

## 1, 奄美市地域福祉活動助成金交付事業 目的

この事業は、奄美市共同募金委員会が共同募金の配分金より、民間団体等が実施する地域福祉活動に対し助成を行い、地域福祉活動を支援し、奄美市の地域福祉の向上に資することを目的とする。

## 2, 助成の対象団体

奄美市内で活動する市民団体・グループで法人格の有無は問いませんが、規約等を備えており、地域福祉の推進や地域課題の解決等社会を良くするために活動している団体とする。

※ただし、下記の団体は対象にいたしません。

- (1) 政治、宗教、組合の運動や営利目的（株式会社、有限会社等）の団体
- (2) 地域福祉向上を目的としない団体
- (3) 本会が適当でないと認めた団体

## 3, 助成の対象となる事業

### (1) ボランティア団体活動助成

活動実績が半年以上あり、奄美市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の運営費及び事業費を助成対象としボランティア活動の推進を図る。

(NPO法人でもボランティア活動を行う場合は申請可)

### (2) 福祉団体（当事者団体）活動助成

活動実績が1年以上ある福祉団体（当事者団体）の事業費の一部を助成対象とし、各団体の地域福祉活動の推進を図る。

(NPO法人は不可)

### (3) 公益団体活動助成

活動実績が1年以上ある公益団体の事業費の一部を助成対象とし、各団体の地域福祉活動の推進を図る。

(NPO法人は不可)

### (4) 奄美市社会福祉協議会活動助成

奄美市社会福祉協議会の事業計画において地域福祉推進のために取り組む事業で、奄美市共同募金委員会が適正と認めた助成額。

#### 4, 助成金の額及び基準

NO	助成事業	助成金の額及び基準
1	ボランティア団体 活動助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動回数年6回以上の団体を助成対象とする。</li> <li>〈上限金額〉</li> <li>・年間活動回数13回以上⇒1団体70,000円</li> <li>・年間活動回数12回以下⇒1団体60,000円</li> </ul>
2	福祉団体活動 (当事者団体) 助成	申請団体の事業計画、活動内容、予算等に基づいて、審査委員会が適正と認めた助成額 〈上限金額〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員100名以上・・・70,000円</li> <li>・会員50名以上100名未満・・・60,000円</li> <li>・会員50名未満・・・50,000円</li> </ul>
3	公益団体活動助成	申請団体の事業計画、活動内容、予算等に基づいて、審査委員会が適正と認めた助成額 〈上限金額〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員90名以上・・・150,000円</li> <li>・会員50名以上90名未満・・・100,000円</li> <li>・会員50名未満・・・50,000円</li> </ul>
4	奄美市社会福祉 協議会助成	奄美市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に基づいて行われる事業で、審査委員会が適正と認めた助成額

#### 5, 応募方法等

1	ボランティア団体 活動助成	の場合	奄美市地域福祉活動助成金交付 申請書(様式第1号-①・②)を	事務局へ 提出
2	福祉団体活動 (当事者団体) 助成	の場合	奄美市地域福祉活動助成金交付 申請書(様式第1号-①のみ)を	事務局へ 提出
3	公益団体活動助成	の場合	奄美市地域福祉活動助成金交付 申請書(様式第1号-①のみ)を	事務局へ 提出

(1) 募集期間 7月から7月20日

(2) 選考方法 7月30日に実施される、審査委員会にて選考いたします。

(3) 申請書は、奄美市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

#### 6, 交付決定及び助成金交付

(1) 交付決定 選考後、申請者へ審査結果を文書(様式第2号-①)により通知するとともに、助成金交付請求書(様式第3号)を送付します。

交付決定団体は、決められた日までに請求書を提出してください。

(2) 交付式 交付式にて、目録贈呈及び前年度の助成団体の活動報告を行います。

## 7, 実績報告

- (1) 翌年度7月末までに、奄美市地域福祉活動助成金事業報告書（様式第4号①②）を提出する。
- (2) 提出時には、活動がわかる写真の添付された書類の提出が必要です。
- (3) 報告書は、奄美市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

## 8, 助成の明示

- (1) 助成金を財源として行う活動にあたっては、下記の文言等の明示をしてください。「この活動は、皆様から寄せられた赤い羽根共同募金の配分金が活用されています。」
- (2) 赤い羽根共同募金のロゴマークは、奄美市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

## 9, 共同募金運動への参加

赤い羽根共同募金運動にご理解・ご協力いただき、街頭募金活動等への参加協力をよろしくお願いいたします。

## 10, 問い合わせ先

〒894-0036

奄美市名瀬長浜町5-6

奄美市共同募金委員会（事務局 奄美市社会福祉協議会）

TEL 52-7601/FAX 56-8108